## 国立大学法人電気通信大学情報公開・個人情報保護委員会規程

制定 平成13年4月1日 最終改正 令和4年3月14日規程第71号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における情報公開及び個人情報保護並びに行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の審査(以下「行政機関等匿名加工情報の提案の審査」という。)の円滑な実施を図るため、本学に、情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 情報公開及び個人情報保護の実施体制に関すること。
  - (2) 法人文書及び個人情報(以下「法人文書等」という。)の開示・不開示の審査基準 に関すること。
  - (3) 法人文書等の開示・不開示に関すること。
  - (4) 個人情報の訂正・利用停止の審査基準に関すること。
  - (5) 個人情報の訂正・利用停止に関すること。
  - (6) 法人文書等の開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
  - (7) 情報公開・個人情報保護に係る審査請求に関すること。
  - (8) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関すること。
  - (9) 法人文書等の管理に関すること。
  - (10) 行政機関等匿名加工情報の提案の審査に関すること。
  - (11) その他情報公開及び個人情報保護の円滑な実施に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 学長が指名する理事又は職員
  - (2) 学長が指名する副学長 1人
  - (3) 総務部長
  - (4) 大学院情報理工学研究科から選出された専任の教授 4人
  - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学長が必要と認めるときは、第1項第1号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第4条の2に定める副委員長とすることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (副委員長)

第4条の2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者と して、その職務を代行する。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会が必要と認めたときは、開示・不開示等、情報公開及び個人情報保護に関する具体的事案を検討するための小委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務企画課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規程第5号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月19日規程第1号)

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月6日規程第36号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第2号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年6月26日規程第101号)

この規程は、平成24年6月26日から施行する。

附 則 (平成28年4月27日規程第2号)

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月31日規程第5号)

この規程は、平成29年5月31日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日規程第50号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第79号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規程第71号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。